

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年12月8日(2011.12.8)

【公表番号】特表2007-521110(P2007-521110A)

【公表日】平成19年8月2日(2007.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2007-029

【出願番号】特願2006-541325(P2006-541325)

【国際特許分類】

A 6 1 L 27/00 (2006.01)

A 6 1 F 2/82 (2006.01)

【F I】

A 6 1 L 27/00 P

A 6 1 M 29/02

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年10月21日(2011.10.21)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つ以上のポリマーを含む管腔内人工器官であって、前記管腔内人工器官は、送達コンフィグレーションおよび展開されたコンフィグレーションを備え、前記1つ以上のポリマーが、結晶化度、引張強度、機械的強度、弾性率、歪み回復率、歪み固定率、転移温度、融解温度、結晶化温度、架橋密度、物理的架橋の程度、共有結合した架橋の程度、相互貫入する網目状構造の形成の程度、侵食の速度、侵食中の酸性度および融解熱からなる群より選択される1つ以上の特性を選択された程度まで示すように合成され、前記1つ以上のポリマーがグリセロールセバケートとテレフタレートのコポリマーまたはポリ(グリセロールテレフタレート)である管腔内人工器官。

【請求項2】

縮んだ輪郭のコンフィグレーションから拡張した輪郭のコンフィグレーションへの変換後の前記管腔内人工器官の長さの減少の割合である短縮率が、13%未満である請求項1に記載の管腔内人工器官。

【請求項3】

前記展開比が、20%と400%との間である請求項1又は請求項2に記載の管腔内人工器官。

【請求項4】

前記歪み固定率が、90%と100%との間である請求項1~3のいずれかに記載の管腔内人工器官。

【請求項5】

前記歪み回復率が、90%と100%との間である請求項1~4のいずれかに記載の管腔内人工器官。

【請求項6】

形状記憶ポリマー管腔内人工器官の製造方法であって、  
結晶化度、引張強度、機械的強度、弾性率、歪み回復率、歪み固定率、転移温度、融解温度、結晶化温度、架橋密度、物理的架橋の程度、共有結合した架橋の程度、相互貫入する網目状構造の形成の程度、侵食の速度、侵食中の酸性度および融解熱からなる群より選

択される 1 つ以上の特性を選択された程度まで示すようにグリセロールセバケートとテレフタレートのコポリマーまたはポリ(グリセロールテレフタレート)を合成する工程と、前記ポリマーから一般的に管状の管腔内人工器官を製造する工程と、前記管腔内人工器官の永続的な形状を設定する工程と、前記管腔内人工器官の一時的な形状を設定する工程と、を含む製造方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0014

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0014】

本発明による管腔内人工器官は、実質的に侵食性であってもよく、13%未満の短縮率を含んでもよく、そして外面の総面積の18%である表面積を含んでもよい。展開比は20%~400%であってもよく、歪み固定率および歪み回復率は90%~100%であってもよい。弾性率は、100より大きくてもよい。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0033

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0033】

「短縮率(foreshortening ratio)」とは、内部人工器官のその縮んだ輪郭のコンフィグレーションからその拡張した輪郭のコンフィグレーションへの変換後のこの内部人工器官の長さの減少の割合をいう。